

当院における院内感染対策に関する取り組み事項

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

当院では、院内感染の発生を防止し、院内すべての人の安全を確保することにより、医療の質の向上、信頼性の向上を図っています。その目的のためにすべての職員が正しい知識を基に院内感染対策に全力を挙げて取り組んでいます。

2. 院内感染対策の組織体制と取り組み

- (1) 病院長直属の機関として院内感染対策委員会を設置しています。院内感染対策委員会は、病院長、感染症専門医、感染管理認定看護師、内科系部長、外科系部長、看護部長、検査部門の責任者、薬剤部門の責任者、事務部門の責任者、洗浄消毒滅菌部門責任者などで構成し、感染制御対策を立案実行する最高意思決定機関です。委員会は月1回、必要時には臨時開催しています。
- (2) 実働組織として感染制御チーム(ICT)、抗菌薬適正使用支援チーム(AST)を設置し、活動を行っています。

主な活動内容として

- ・週1回のラウンドを行い、指導や感染に関する相談に迅速に対応
- ・院内における感染症発生防止のための監視活動、手指衛生実施状況の監視及び推進
 - ・抗菌薬の適正使用の監視及び推進
- ・院内感染制御マニュアルの周知徹底
- ・感染防止対策地域連携施設との会議と感染防止対策のための取り組み

3. 院内感染防止対策のための職員に対する教育

- ・毎月1回全職員を対象とした院内感染防止対策に関する研修会を開催し、職員の感染対策に関する意識や知識向上に努めています。
- ・毎月1回「ICT ニュース」を発行し、本院における病原体分離状況、感染症に関する重要事項や国内外における新しい感染症情報の周知徹底を行っています。
- ・手洗いを感染対策の基本として考え、年に1回全職員対象の手洗い技術演習を行っています。

4. 感染症の発生状況の報告体制と取り組み

- ・各部署・細菌検査室と連携を取り、患者及び職員に感染症が発生したときに感染制御部への報告体制がとられています。感染防止対策を適切に実施するとともに、全職員に情報提供し、注意喚起を行っています。

5. 院内感染発生時の対応体制と取り組み

- ・感染症患者が異常発生した場合は、速やかに感染源や感染経路を究明し、感染拡大防止に尽力します。また必要に応じて行政機関への各種の届出や連絡を行います。

6. 患者さんへの情報提供

- ・インフルエンザや感染性胃腸炎などの感染症の流行が見られる場合や新たな感染症流行の兆しがある場合には、ポスター掲示などで広く院内に情報提供を行います。合わせて手洗い・マスク・手袋着用などについて、感染防止の理解と協力をお願いします。
- ・当院における院内感染防止対策に関する取り組み事項は院内に掲示し、また院内感染防止対策指針閲覧の求めがあった場合はこれに応じて、積極的な感染防止対策推進に努めています。

2022年10月1日
多根総合病院 病院長
院内感染対策委員会